平成２６年（フ）第７８号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2403番地３
債務者　荻原　勇輝
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１７１号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味255番地
債務者　喜友名浩二
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１８２号
沖縄県うるま市字江洲30番地18
債務者　宜保　清光
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４６８号
静岡県浜松市南区三和町86番地の１、前住所静岡県浜松市南区飯田町409番地の10
債務者　榎本　美保
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５３８１号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番18―205号
債務者　吉田　風太
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４９０号
大阪府門真市北岸和田２丁目７番38号　谷マンション１Ｆ北
債務者　純浦　茂樹
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２１号
大阪府東大阪市楠根２丁目２番37号
債務者　深田　弘子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５６２号
大阪市鶴見区今津南４丁目４番40号
債務者　谷口　安行
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５６３号
大阪市鶴見区今津南４丁目４番40号
債務者　谷口久美子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１３６号
富山市秋吉153番地５　ラヴィ秋吉202号、開始決定時の住所富山市秋吉185番地１　ラヴィ秋吉202号
破産者　安川　剛司
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３７号
富山市秋吉153番地５　ラヴィ秋吉202号、開始決定時の住所富山市秋吉185番地１　ラヴィ秋吉202号
破産者　安川　幸子
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６５号
長野県松本市高宮中13―８、住民票上の住所長野県松本市双葉５番320号　県営住宅
破産者　甲斐とし子
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３２０８号
名古屋市中村区並木２丁目117番地　エスポア八田302号室、開始決定時兵庫県西宮市甲子園一番町12番10号
破産者　森髙　淳治
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６号
熊本市西区池田１丁目35番３―709号　アーサー京町パークシテイ
破産者　上田　浩一
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５２５号
熊本市北区龍田陳内４丁目２番12号　岩野アパート２―３
破産者　中尾真喜子
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３３号
熊本市西区新土河原１丁目12番61号　グリーンハイツＭ202、前住所熊本市東区画図町大字重富858番地
破産者　北村　大輔
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係